

令和2年11月18日
特別支援教育課

長野県特別支援学校整備基本方針（素案）

2020年（令和2年）11月18日版

長野県教育委員会

目 次

はじめに	・・・ 1
1 基本理念	・・・ 2
(1) 目指すべき特別支援学校像	
(2) 実現すべき学び	
2 学びのあり方	・・・ 3
(1) 可能性が最大限伸びる学び	
(2) 共生社会の実現に向けた協働の学び	
3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上	・・・ 6
4 学びの改革を支える環境整備等の考え方	・・・ 8
(1) 学習環境の整備	
(2) 分教室	
(3) 寄宿舎	
(4) 校名について	
(5) 県内に2校配置されている盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校について	
5 特別支援学校の配置について	・・・ 14
(1) 現在の配置の状況	
(2) 今後の特別支援学校における児童生徒数の見込み	
(3) 今後の特別支援学校の配置について	
6 特別支援学校の施設整備の考え方	・・・ 16
(1) 現 状	
(2) 整備の進め方	
7 関連する計画等	・・・ 19
(1) 長野県ファシリティマネジメント基本計画	
(2) 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）	
(3) 第3次長野県教育振興基本計画	
(4) 第2次長野県特別支援教育推進計画	
(5) 県立学校学習空間デザイン検討委員会報告	
参考資料	・・・ 20

はじめに

本県の特別支援学校は、児童生徒の興味関心に根差した児童生徒主体の教育を実現することを目指して実践を積み重ねてきました。特に知的障がいのある児童生徒には「各教科等を合わせた指導形態」である生活単元学習※1などを中心とした教育課程を編成し、児童生徒自らが精いっぱい活動する中でよりよく生活するための力を育成しており、こうした教育活動については確実に継承していく必要があります。

一方、本県では児童生徒が多様性を認め合いながら共に育つことを大切に考え、重複障がいと単一障がいの児童生徒が一緒の教室で一緒に学ぶことを主流としてきました。しかしながら、児童生徒数の増加や障がいの多様化、重度・重複化が進む中、多様な教育的ニーズに応えることは困難であるという指摘もあります。

今般改訂された特別支援学校学習指導要領では、基本方針として「社会に開かれた教育課程・確かな学力の育成・豊かな心や健やかな体の育成」「育成を目指す資質・能力の明確化」「主体的、対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進」「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進」など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性が示されました。加えて特別支援教育の充実につながる重要な視点として次の3点についても明示されています。

- ・ 学びの連続性を重視した対応
- ・ 一人一人に応じた指導の充実
- ・ 自立と社会参加に向けた教育の充実

また、平成30年3月に策定した「第2次長野県特別支援教育推進計画」では、目指す基本方向を「すべての子どもが持てる力を最大限に発揮し、共に学び合うインクルーシブな教育」とし、特別支援学校における教育の充実については次の4点を推進の方向としております。

- ・ 中長期ビジョンに基づく特別支援学校の整備
- ・ 多様な教育的ニーズに対応する専門性の強化
- ・ 卒業後の多様な自立につながるキャリア教育の充実
- ・ インクルーシブな教育を支えるセンター的機能

こうした中、本県の特別支援学校は施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、児童生徒の教育的ニーズに応える学習の実施は困難な状況が生じています。

そこで、本県の特別支援学校の学びのあり方や学習環境の整備に係る抜本的な改革を行うため、「すべての児童生徒が持てる力を最大限発揮して共に学び合うインクルーシブな教育を推進する」これからの特別支援学校における学びのあり方と、これを支える環境整備の基本的な考え方を本方針に示します。

※1 生活のテーマに沿って主体的・実地的・体験的な活動を集団で繰り返し、複数の教科の力や生活する力を伸ばす学習形態
例) 小学部高学年 単元名「お祭り広場で遊ぼう」 ← 集団の共通テーマ
学習活動(教科の要素): お神輿作り(図工等) 太鼓演奏(音楽等) 屋台(算数等) 獅子舞(体育等)等

1 基本理念

これからの変化の激しい社会を展望したとき、障がいの有無に関わらず、児童生徒一人ひとりへの支援の充実を図り、すべての児童生徒の持てる力を最大限伸ばす教育が求められています。

また一方で、共生社会の実現に向けて、障がいのある児童生徒とない児童生徒が共に学ぶ中で、多様性を認め合い、多様な他者とつながる力を伸ばす教育も必要です。

この2点を踏まえ、これからの本県の特別支援学校が目指す姿と実現すべき学びを以下のとおりとします。

(1) 目指すべき特別支援学校像

**一人ひとりの子どもの可能性を最大限伸ばし、
地域とつながりインクルーシブな社会をリードする特別支援学校**

(2) 実現すべき学び

○ 児童生徒の可能性が最大限伸びる学び

- ・ 児童生徒の主体性や興味関心等に根差した支援のもと、一人ひとりの児童生徒が「今日に満足し明日を楽しみに待つ」学校生活を送ることができる。
- ・ 集団に支えられながら、児童生徒・保護者の願いや障がいの特性に応じた一人ひとりの学びの場があり、満足感や成就感を味わうことができる。
- ・ 専門性の高い人材による指導・支援のもと、自分の長所を伸ばすことができる。
- ・ ICT機器等を活用して、友だちや教師等と多様なコミュニケーションをとることができる。

○ 共生社会の実現に向けた協働の学び

- ・ 小、中、高等学校とのシームレスな関係の中、日常的な交流等により、様々な場で同じ地域の同世代の友だちと自分らしく学ぶことができる。
- ・ 地域や企業等と連携し、自立と社会参加に向けたカリキュラムが提供されるとともに、学校が企業の社員教育の場として活用される等、共生社会を双方向で学び合うことができる。

2 学びのあり方

(1) 可能性が最大限伸びる学び

■ 目指す姿

- ・ 児童生徒の主体性や興味関心等に根差した支援のもと、一人ひとりの児童生徒が「今日に満足し明日を楽しみに待つ」学校生活を送ることができる。
- ・ 集団性に支えられながら、児童生徒・保護者の願いや障がい特性に応じた一人ひとりの学びの場があり、満足感や成就感を味わうことができる。

■ 現状と課題

《各校の教育方針について》

- 特別支援学校は、各校が独自に学校教育目標の策定や教育課程※2の編成を行っており、前年踏襲の傾向が強いことから、社会の変化や求められる学び等に適宜対応できる教育活動の共有が求められている。

《指導計画について》

- 学習活動や支援の根拠となる個別の指導計画の様式において児童生徒の実態把握の項目や指導内容の視点などが学校ごとに異なっていることから、指導・支援の質等に差が生じるとともに、計画を作成する教員の業務負担にもつながっている。
- 知的障がい特別支援学校の年間授業計画は、生活単元学習等に教科の内容をどう位置づけるかが大切であるが、学習の単元名（活動のテーマ）のみを羅列的に表記するだけで、その単元で成長を期待する各教科の内容に関する記述がなく、学びの積み上げやつながりを説明することが困難である。

《個々の教育的ニーズへの対応について》

- 障がいの多様化、重度・重複化が進む中、個々の障がいの状態や興味関心等に応じた個別・小集団によるきめ細やかな指導の必要性が増している。しかしながら本県では、児童生徒が多様性を認め合いながら共に育つことを大切に考え、障がいの状態に関わらず学級や学年、部単位で学ぶ集団学習を重視してきたことから、個別・小集団による授業の実践研究が不足している。
- 個々の障がいによる困難さを改善・克服するための自立活動※3については、日課位置付けず学校生活全般の教育活動の中で実施している学校が多いが、経験や理解の不足から指導目標や指導内容の設定根拠を明確にできず効果的な指導や保護者への説明ができない教員がいる。

■ 具体的な方向性

《本県が目指す特別支援教育の理念の共有》

- 県教育委員会と特別支援学校が一体となって、時代や社会の変化に適切に対応した教育活動を実施するため、本県の特別支援学校が目指すべき学校像と実現すべき学びを定め共有します。

※2 学校目標を達成するために何をどう学ぶかを総合的に記した教育計画（年間計画・日課・指導形態等）

※3 個々の児童生徒の自立を目指し、障がいによる困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培う指導領域

- 児童生徒の主体的な学びを実現するための配慮点や支援の心構え、適切な学習評価のあり方等を示したガイドラインを作成し各学校の取組の参考とします。

《指導・支援の質の向上》

- 個別の指導計画において、児童生徒の実態把握の項目などの様式を全県で統一し、各学校における一人ひとりに対する指導支援の質の向上や学びの連続性の確保と教職員の業務の効率化を図ります。
- 知的障がい特別支援学校における生活単元学習や日常生活の指導について、教科の目標や評価の項目を組み入れた年間計画（シラバス）を作成し、学級担任が各教科等の学びの積み上げや小・中学校の学習とのつながりを説明できるようにします。

《個々の教育的ニーズへの的確な対応》

- 児童生徒一人ひとりの障がいの状態や願いに寄り添った学び方を提供するため個別・小集団による学習の利点や配慮点等について整理し、生活単元学習等の集団学習では指導が十分でない内容について、個別・小集団での学習を各校が円滑に導入できるようにします。
- 児童生徒の障がいによる困難さを効果的に改善・克服するため、一人ひとりの自立活動の指導目標や指導内容について設定根拠の明確化を図り自立活動の学習を日課に位置付けます。

(2) 共生社会の実現に向けた協働の学び

■ 目指す姿

- ・ 小、中、高等学校とのシームレスな関係の中、日常的な交流等により、様々な場所で同じ地域の同世代の友だちと自分らしく学ぶことができる。
- ・ 地域や企業等と連携し、自立と社会参加に向けたカリキュラムが提供されるとともに、特別支援学校が企業の社員教育等の場として活用されるなど、共生社会の実現に向け双方向で学び合うことができる。

■ 現状と課題

《共同学習・交流学习について》

- 特別支援学校の児童生徒と小中学校の児童生徒との交流は、提携している学校との学校間・学年間等の交流と居住地の小中学校との交流の二つの方法で実施している。また、居住地の小中学校との交流については、市町村教育委員会を介し居住地の学校に副次的な学籍を置く副学籍校交流と学校間で任意に行われる居住地校交流がある。
- 副学籍校交流では、該当の学年・学級に机、ロッカー等を置き、入学式から卒業式までの各行事に同じ地域の仲間として参加している。この制度は、地域の子は地域で育てたいという思いから駒ヶ根市が平成 17 年度に導入し、令和 2 年 5 月現在 58 市町村で導入されている。
- 副学籍校交流については、実施に際し特別支援学校の保護者や受け入れる小中学校が不安を抱き交流が滞る場合がある。
- 副学籍の導入により特別支援学校の児童生徒の交流回数は増加したが、中には行事当日のみの参加に留まるなど限定的な場合もあり、双方の学び合いが深まるような交流が求められている。

《進路支援について》

- 特別支援学校の学習で培った生徒の能力や適性、希望を生かした進路実現に向けて、学校と企業等が生徒の得意分野の把握や可能性の追究についてさらに強化することが重要との指摘がある。

《就労支援について》

- 生徒の自立と社会参加に重要な役割を果たしている一般就労は、企業の理解と生徒の適性に合った職場とのマッチングが必要であるため、就労を想定した産業現場で実習を受け入れる企業の拡大が必要となっている。
- 高等部卒業生の進路先は、約6割が就労支援や自立支援を行う社会福祉施設等であり、一般就労をする生徒は約3割と全国平均に比べ就労率が低い。

《作業学習について》

- 作業学習については、伝統的な木工や陶芸などの作業種が主流となっている学校が多いことから、生徒の適性や社会の変化に対応した作業種導入の工夫が求められている。なお、一部の学校では、年間を通じて学校周辺の企業等を作業学習の場とする企業内実習（デュアルシステム）を行っている。

《企業との交流について》

- 一部の特別支援学校では、企業の社員教育の場として児童生徒との交流や作業学習を行う機会を設定したり、企業が提供するサービスのバリアフリー化や支援機器の共同開発等を行ったりしている。

■ 具体的な方向性

《共同学習・交流学习の推進》

- 同じ地域に住む同世代の友として将来にわたる関わりを育むため、副学籍制度を活用し児童生徒及び教員が安心して交流活動を行えるよう、先進事例や配慮点の紹介など、交流学习の進め方をサポートする体制を整備します。

《進路支援の充実》

- 企業等が生徒を理解し、働く姿や生活する姿と必要な支援をイメージできるよう、また、生徒自身も学習で培った能力や適性が理解できるよう、生徒の希望や可能性を具体的に提案できる動画の作成やプロフィールシートの活用を推進します。

《就労支援の充実》

- 生徒の適性に合った職場とのマッチングを図るため、特別支援学校の就労コーディネーターや進路指導主事による現場実習先の開拓を強化します。

《企業と連携した作業学習の充実》

- 生徒の働く意欲とスキルが最大限伸びるように、企業等の協力を得ながら新しい作業種の導入や企業内実習（デュアルシステム）を拡充します。
- 企業と連携し特別支援学校技能検定の内容を充実させ、生徒の働く意欲とスキルの向上を図るとともに、企業等に生徒の願いや就労の可能性を発信していきます。

《共生社会を学び合う交流拠点》

- インクルーシブな教育を推進している特別支援学校の教育資源を活用し、地域や企業と双方向で共生関係を学び合える交流の場として、地域の生涯学習や企業の社員研修の受入れを積極的に推進します。

3 多様な教育的ニーズに対応する専門性の向上

■ 目指す姿

- ・ 一人ひとりの障がいの状態や特性等に応じた専門的指導ができる教員により、多様な教育的ニーズに応じた教育が受けられ、自立と社会参加に向けて必要な力を習得できる。
- ・ 専門性を持った人材の指導支援のもと、自分の長所を伸ばすことができる。

■ 現状と課題

《教員の専門性について》

- 特別支援学校では、県によるキャリア別、専門分野別などの体系化された研修システムが存在せず、専門性向上は、校内研修など学校に任されている。
- 特別支援学校勤務経験が3年以下の教員が25.6%（R2.6月現在）と、経験の浅い教員の専門性向上が課題となっている。
- 特別支援学校の勤務が長い教員でも、的確な実態把握や児童生徒が主体的に取り組みたくなる授業づくりができず、前年踏襲や使役的・訓練的な指導になってしまうこともある。
- 障がいの多様化、重度・重複化に伴い、医療・福祉の専門的な知識や指導方法が求められている。また、児童生徒の興味関心や才能は多様であり、それを発掘し伸ばすスポーツや音楽、芸術などの専門的な指導が求められている。
- 障がいによる困難さの軽減や、興味関心の醸成、学習機会の拡充に有効であるICT機器の整備が進められており、教員のスキル向上や活用方法の研究・共有が求められている。

《学級担任のサポートについて》

- 学級担任は、様々な特性のある児童生徒への指導支援や保護者対応に悩むことが多いが、専門性の高い教員も学級担任となっていることから、適時適切にサポートを受けられる体制がない。

■ 具体的な方向性

《教員の専門性の向上》

- 特別支援学校に勤務する教員が身に付けておくべき専門性について、初任者研修、キャリアアップ研修（5年・10年・その他）等の教員のライフステージに応じた研修とともに、特別支援学校における勤務年数や各自が希望する専門分野に応じたキャリアステージ別の研修体系を構築します。
- 学習指導要領や県の施策等について県教育委員会が全ての教員に指示伝達するとともに、同じ校務分掌を担当している他の教員同士が情報交換や事例検討をするための機会を設けます。
- 障がいの多様化、重度・重複化に適切に対応できるよう、教員がOT（作業療法士）・PT（理学療法士）・ST（言語聴覚士）・心理士等から指導方法を学ぶ機会などを増やすことにより、専門的知見に基づく指導支援力の向上を図ります。
- 児童生徒の才能を発掘、伸長するとともに、興味関心の醸成、将来の生活の充実に資するため、一流のスポーツ選手、音楽家、芸術家等による授業を実施します。

- ICT機器を活用した学習を推進するため、各学校に配置されたICT推進委員を構成員とする長野県特別支援学校ICT推進委員会において、先進事例の研究や共有を行います。また、各学校のICT推進委員は専門性サポートチームと協働し、校内研修を実施し、職員のスキル向上を図ります。

《チームによる学級担任のサポート》

- 専門性の高い教員がチームとして学校の専門性の要となり、学級担任のサポートや指導支援の質の向上を担う組織として、「専門性サポートチーム」を各学校に設置します。専門性サポートチームは、個別の指導計画の作成や指導及び評価における助言、年間授業計画や教員の研修計画の作成等、組織的に学校全体の専門性向上に向けた取組を行います。

4 学びの改革を支える環境整備等の考え方

(1) 学習環境の整備

■ 目指す姿

- ・ 学校施設が、児童生徒の可能性が最大限伸びる学びと共生社会の実現に向けた協働の学びの実現をサポートしている。

■ 現状と課題

《教室不足について》

- 平成10年頃から特別支援学校の児童生徒が知的障がいの高等部を中心に急激に増加する中、普通教室の不足に対応するためプレイルームや視聴覚室等の特別教室の普通教室への転用やグラウンド等への校舎の増築を行ってきた。
- 小幅な児童生徒の増加に対しては、教室内の人数を増やして対応してきたため教室の人数が多く、個々の実態に応じた学習スペースを確保できていない。
- 児童生徒数の増加に伴う校舎の増築や特別教室の普通教室への転用等により、小・中・高等部の教室や作業学習用の特別教室等が校内に点在化しており、学年や部単位の協働や交流を伴う教育活動に支障が生じている。
- 児童生徒数の増加に伴い学級数が増加したため、音楽や美術、体育等の授業については特別教室の使用時間を制限する必要がある、使用できない日は設備の整っていない普通教室や廊下等で学習をしている。

《構造上の課題について》

- 画一的な教室と移動のための廊下という構造のため、児童生徒個々の多様な教育的ニーズに応じた柔軟なグループ編成による学習や個別学習の実施が困難。

《専門的指導について》

- 障がいの多様化、重度・重複化が進む中、障がいの状態に応じた個別の自立活動が重要となっているが、教室や廊下を段ボールで区切って対応している。
- 障がいによる困難さの軽減や学習機会の拡充等に有効であるICT機器の十分な活用が可能なWi-Fi環境が整っていない。
- 職員室は、普通教室への転用や教職員数の増加により、狭隘化や点在化、廃止が進み、職員が一堂に会して日常的に意見交換や情報共有をする機会が乏しい。

《重度重複障がいのある児童生徒への対応について》

- 重度重複障がいのある児童生徒専用の教室は、建設当初に想定しておらず普通教室等を転用して設置してきた。そのため木の床の一角に畳を敷いただけの不衛生で冷たい床など実態に合った設備になっていない。

《安全・安心の確保について》

- 段差や勾配、幅狭な出入口や廊下、など校内に様々なバリアが存在する。
- 情緒が不安定になった児童生徒が落ち着けるクールダウンスペースがない。
- 学習に使用する教材を保管できる倉庫等のスペースが不足しているため廊下に置いたりその都度処分したりしており、安全面や効率面で課題がある。

■ 具体的な方向性

《可能性が最大限伸びる学びを支える教育環境の整備》

① 必要な教室数の確保

- 今後の児童生徒数の増減について可能な限り見通しを立て、児童生徒数の増加に対応できる普通教室数を確保します。
- 普通教室の児童生徒数については、児童生徒が集中して学習に取り組み、友だちと協力しながら学習するため、国の学級編成基準に基づき小中学部を6人以内、高等部8人以内を原則とします。
- 音楽・美術・体育等の学習が専用の教室で行えるように必要な特別教室を整備します。

② 多様な教育的ニーズへ対応できる構造

- 児童生徒の障がいの特性や興味関心に応じた個別・小集団学習や、社会性の育成につながる部や学年単位の集団学習に対応できる、フレキシブルな活用が可能な教室を整備します。
- 廊下などと一体化できダイナミックな活動が可能な身体機能やコミュニケーション能力の発達を支える学習空間を整備します。

③ 専門的指導・支援の確保

- 児童生徒が、障がいによる学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服する学習が可能な自立活動室を整備します。（バランス感覚や運動機能の伸長につながる効果的な専用の大型教具の常設等）
- 障がいによる困難さの軽減や興味関心の醸成、学習機会の拡充等に有効であるICT機器の活用促進のため、高速のWi-Fi環境の整備を進めます。
- 日常的に児童生徒の指導支援に係る意見交換や情報共有を行い、質の高い学びを提供するため、教職員全員が集える大職員室を整備します。

④ 障がいの重度・重複化への対応

- 医療的ケアが必要な児童生徒や重度の障がいを併せ有する児童生徒の安全安心な学習の場を確保するため、衛生管理や体調管理ができる専用の教室を整備します。

《共生社会の実現に向けた協働の学びを支える教育環境の整備》

① 地域の方や企業と日常的に交流・活動できる、つながる空間の創造

- 地域の方や同世代の友だち、企業の方などが来校して日常的な交流や協働活動ができるよう、地域連携室や地域交流ゾーンを整備します。

② 生徒が意欲的に働くスキルを学ぶことのできる作業学習スペースの整備

- 生徒の働く意欲とスキルが最大限伸びるように、企業等の協力を得ながら生徒の興味関心や適性、社会の変化等に対応した新しい作業種の導入を可能にするよう、フレキシブルな構造の作業学習室を整備します。

《児童生徒にとって安全・安心で快適な教育環境の整備》

① バリアフリー化

- 児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、段差のない広い廊下や緩勾配のスロープ、間口の広い出入口、清潔な多機能型トイレ等、児童生徒の多様な活動を優しく包むバリアフリー化を図ります。

② ほっとできる空間の確保

- 情緒が不安定になった際に落ち着けるクールダウンスペースや、リラックスできる談話スペース・図書スペースなどの安心できる空間を整備します。

③ 教材を保管できる倉庫の整備

- 児童生徒が学習に使用する教材等を整然といつでも使いやすい状態で保管できる十分な広さの倉庫を整備します。(立位台や手作り教材等)

(2) 分教室

■ 現状と課題

《小・中学校分教室について》

- 「児童生徒の遠距離通学の解消及び地域の児童生徒との日常的な交流による互いの尊重と仲間意識の醸成等」を目的に、平成 18 年度にモデル事業として小諸養護学校の分教室を佐久穂町に、平成 20 年度に伊那養護学校の分教室を駒ヶ根市に、地域の希望により設置した。
- 「須坂の子どもは須坂で育てたい」という保護者等からの強い希望により、須坂市は平成 23 年度に市立特別支援学校を市内の小中学校内に設置した。
- 成果としては、通学負担の軽減とともに、同じ校舎で学び、日常的な交流が行われ、同じ地域の仲間としての意識が育まれている。
- 須坂市立須坂支援学校は、市立の学校として地域のニーズに応える形で運営されており、特別支援教育のセンターとして市内の幼保・小・中学校への連携支援も柔軟に行っている。
- 特別支援学校の通学範囲は広域に及ぶため、遠距離通学を避けることができない地域からは、分教室の設置を求める声がある。(希望があり協議したが対象児童生徒が少なく設置にいたらなかったケースが複数ある)

《高等部分教室について》

- 「特別支援学校高等部の過密解消及び障がいの多様化に対応した職業教育等の充実、高校生との日常的な交流による互いの尊重と仲間意識の醸成等」を目的に、以下のとおり 8 教室設置した。
 - ・ H17 開設 長野養護学校…更級農業高校内 (モデル事業)
 - ・ H22 開設 安曇養護学校…南安曇農業高校内
 - ・ H22 開設 長野養護学校…長野盲学校内 (再編整備)
 - ・ H24 開設 伊那養護学校…上伊那農業高校内
 - ・ H25 開設 小諸養護学校…佐久平総合技術高校内
 - ・ H28 開設 長野養護学校…須坂創成高校内 (再編整備)
 - ・ H28 開設 松本養護学校…松本盲学校内 (再編整備)
 - ・ H31 開設 諏訪養護学校…富士見高校内
- 成果としては、生徒の実態に応じた特色ある教育課程の編成により高い就労率を達成するとともに、設置校との日常的な交流により、同世代の仲間としての意識が育まれている。

■ 具体的な方向性

《小・中学部の分教室設置の考え方》

- 児童生徒の著しい遠距離通学解消のために、分教室の設置希望がある市町村については、設置について検討します。
- 地域のインクルーシブな教育の推進に向け、分教室の設置希望のある市町村については、須坂市立須坂支援学校を例に市町村立特別支援学校の設立を支援します。

《高等部の分教室設置の考え方》

- 高等部分教室は、生徒の適性や願いに応じた職業教育の充実に向けて、高等部の人数や受入先の高校の状況等に応じ、分教室がない地域への設置を検討します。
- 高校と分教室教員の授業交換など、それぞれの教育資源や教員の専門性を活かした相互学習・支援などの充実を図ります。

(3) 寄宿舎

■ 現状と課題

《設置及び利用状況について》

- 特別支援学校の寄宿舎は、学校教育法により原則設置することとされており、本県では、「通学保障とともに集団生活を通じた具体的な生活の中で望ましい発達を図る」という考え方のもと設置してきた。
- 寄宿舎は通学保障・社会的自立・家庭支援の3つを目的として利用されており、通学保障での利用者は1割程度と低く社会的自立での利用者は8割程度に及んでいる。
- 特別支援学校の児童生徒数が増える中、舎生は減少傾向が続いており、全県での利用率は14.4%で利用者が10人程度の寄宿舎もある。

《指導・支援の状況について》

- 寄宿舎指導員がすべての舎生について個別の指導計画を作成し、個々の実態に応じた指導を行っており、生活習慣の確立や社会性の伸長、障がいによる困難さの改善等の指導効果については保護者などから高い評価を得ている。

《寄宿舎指導員について》

- 寄宿舎指導員は、高校卒業以上の応募資格で選考採用され、採用後はOJTを中心とした研修で専門性を身に付けている。
- 本県の寄宿舎は、舎生の社会的自立につながる教育的な指導を重視しており、指導員の専門性向上を目的とした本県独自の昇任制度「寄宿舎教諭」を導入している。

《福祉施設について》

- 近年、生活習慣の確立や社会的自立の促進、家庭支援等を目的とした、放課後等デイサービスやグループホーム、ショートステイ等の福祉サービスが充実してきている中、卒業後を見据えてそれらのサービスを利用している舎生もいる。

《入舎基準について》

- 入舎を断るケースや1部屋当たりの人数、泊数等が、学校ごとの基準で判断されており、利用実態が学校によって異なっている。

《施設整備の状況について》

- 老朽化が進む中、暗く狭隘で、一般家庭や新設のグループホーム等に広く普及しているバリアフリー等の施設や設備などが整っていない。

《複数の障がい種の寄宿舎について》

- 令和元年度、中信地区再編整備の中で、複数の障がい種の児童生徒が共に生活する寄宿舎が松本ろう学校に設置された。

■ 具体的な方向性

《寄宿舎の役割》

- 児童生徒の教育機会の保障とともに、これまで以下のような舎生一人ひとりの可

能性を伸ばしてきた寄宿舎の役割を今後も担います。

- ・ 規則正しい生活習慣の獲得
- ・ 社会性、協調性、コミュニケーション等の力の伸長
- ・ 自立活動による障がいの困難さの克服と改善

《指導員の専門性の向上》

- 多様な障がいのある舎生の自立と社会参加に向けた適切な指導支援を行うため、寄宿舎指導員の専門性向上を図るキャリア別研修体系を構築します。

《福祉機関との連携》

- 近年、障がい者の地域移行やグループホーム等地域の福祉施設の設置が進んでいる中、児童生徒のよりよい自立と社会参加に向け、今後の寄宿舎のあり方について、学校現場の声を収集しながら、保護者や福祉機関、有識者等の意見を踏まえ検討します。

《入舎基準の統一》

- 寄宿舎の在り方検討を踏まえ、教育機会の均等や適切な生活支援の確保の観点から、運営の基本となる寄宿舎入舎基準を全県で統一します。

《生活環境の整備》

- 生活習慣の確立や社会的自立に向けた支援の充実のために、現代の一般家庭やグループホームなどに普及している生活様式に対応した環境整備を進めます。

《多様性を包み込む寄宿舎》

- 舎生が減少する中、グループ活動の確保や様々な専門性を持った指導員による支援及びインクルーシブルな社会の観点から、複数の特別支援学校の児童生徒が利用できる寄宿舎について研究します。

(4) 校名について

■ 現状と課題

《本県特別支援学校の名称に関する経緯》

- 昭和 22 年に制定された学校教育法で、盲学校・聾学校・養護学校について、それぞれ現在の視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者及び肢体不自由者の教育等を行うことが規定された。
- その後、昭和 36 年に学校教育法の改正が行われ、養護学校の対象者に病弱者が加わった。
- 本県では、視覚障がい特別支援学校と聴覚障がい特別支援学校については、昭和 23 年以降、現在と同じ盲学校・ろう学校の校名が使用されている。
- また、知的障がい・肢体不自由・病弱特別支援学校については、いずれの学校も開校時より現在まで養護学校の名称が使用されている。
- 平成 18 年に公布された学校教育法改正により、盲・ろう・養護学校が障がい種別を越えた特別支援学校に一本化された。
- これを受け、本県では平成 18 年度に盲学校設置条例、ろう学校設置条例、養護学校設置条例を廃止し、特別支援学校設置条例を制定した。

- 全国の多くの自治体では、この法改正を受けて校名変更の検討がなされており、本県においても平成19年度から検討を開始した。
- 検討を行う中で、盲学校・ろう学校の関係者等から盲学校、ろう学校の校名の存続を求める要望が多く出されるなどしたため、平成21年2月の長野県特別支援教育連携協議会の報告書において、「学校の名称については、今後、学校、保護者、関係団体等からの意見や要望を伺いながら慎重に検討する」として、検討に一区切りをつけた。

《全国の状況》

- 全国では、約8割の学校が「養護学校」から「特別支援学校」「支援学校」「学園」等の名称に変更し、一方で盲学校・ろう学校については7割以上の学校が盲学校・ろう学校の校名を使用している。

《校名に係る参考情報》

- 「長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）」検討報告書（令和2年3月17日 長野県社会福祉審議会 障がい者権利擁護専門分科会）で、「養護されているわけではなく、スペシャルなニーズがある子どもであるから養護学校という名称を特別支援学校に変更してほしい。」という旨の意見が障がい者団体や県民から寄せられている。

■ 具体的な方向性

《養護学校の校名検討》

- 「養護学校」については、校名変更を要望する意見が多いことから、児童生徒、保護者、同窓会など関係者の意見を丁寧に聞き取りながら、名称変更を視野に入れ検討を進めます。

《盲・ろう学校の校名検討》

- 「盲学校」「ろう学校」については、過去、校名存続を求める要望が多く、全国的に「盲学校」「ろう学校」の使用が多いことから、児童生徒、教職員、各校PTAや障がい者団体など関係者との意見交換を行い、名称変更の是非も含め丁寧に検討を進めていきます。

(5) 県内に2校配置されている盲・ろう・肢体不自由・病弱特別支援学校について

- 盲・ろう・肢体不自由・病弱（※以下「4障がい」という）の特別支援学校は、東北信と中南信にそれぞれ1校ずつ全部で8校配置しています。
- 以下に、4障がい共通の現状と課題及び今後の方向について記載します。

■ 4障がいの特別支援学校に共通する現状と課題

《教員の専門性》

- 障がいに関する知識や指導法等、高い専門性が要求されるが、県内に2校しかないため、多くの教員は赴任するまで必要な専門性を学ぶ機会がほとんどない。

《センター的機能の状況について》

- 障がいの状態が特別支援学校相当でない、または特別支援学校相当であっても遠距離で通学が困難なために地元の小・中・高等学校で学んでいる児童生徒の

就学や日々の指導等に係る学校や保護者からの教育相談については、各校の教育相談担当者が児童生徒の在籍校を訪問して対応している。(アセスメントや指導法の助言 等)

- また、近隣の知的障がい特別支援学校にも4障がいのいずれかと知的障がいを併せ有する児童生徒が在籍しており、そうした児童生徒の教育相談についても、同様に各校の教育相談担当者が対応している。
- 教育相談担当者は各校1名で担当エリアが広範囲のため、相談の要望に対し十分に答えられていない。

《児童生徒数の少ない特別支援学校について》

- 児童生徒数が少ないため、きめ細かな指導が可能な反面、児童生徒同士が互いの考えに触れて学び合う学習は成立しにくい。

■ 4障がいの特別支援学校共通の取組

《職員の専門性の維持向上》

- 各校の「専門性サポートチーム」が経験の浅い学級担任をサポートする体制を整えます。また、一方で数年間在籍している教員には、それぞれの障がいのある児童生徒の指導支援について高いレベルの専門性が要求されることから、各障がい種別の学校に求められる専門性を明確にし、計画的な人材確保・人材育成を図ってまいります。

《センター的機能の充実》

- 地域の小・中・高等学校で学ぶ4障がいのある児童・生徒への教育相談に対応するため、巡回支援の実施など各校の教育相談体制を強化します。
- 4障がいの特別支援学校から居住地が遠距離であるために近隣の小・中学校で学んでいる児童生徒や、4障がいのいずれかと知的障がいがあり知的障がい特別支援学校で学んでいる児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた学習を保障する仕組みを検討します。

(例) 知的障がい特別支援学校内に4障がいの自立活動用サテライト教室(仮称)を配置して、4障がいの特別支援学校の教職員が訪問指導を行うなど

《児童生徒同士の学びの確保》

- 少人数の学校における児童生徒同士の学び合いを確保するため、TV会議システム等の環境整備を行い、長野・松本各学校間の合同授業の実施を研究します。

5 特別支援学校の配置について

(1) 現在の配置の状況

- 本県の県立特別支援学校は 18 校
 - ※ 県立以外 須坂市立須坂支援学校（知的障がい）
信州大学附属特別支援学校（知的障がい）

《知的障がい特別支援学校》

- 県立の知的障がい特別支援学校は 12 校で、10 圏域すべてに配置している。
- そのうち、長野圏域の稲荷山養護学校は肢体不自由との併置校、松本圏域の寿台養護学校は病弱との併置校である。（いずれも児童生徒数の増加に伴う再編整備の中で知的障がいを加える形で併置校へ変更）



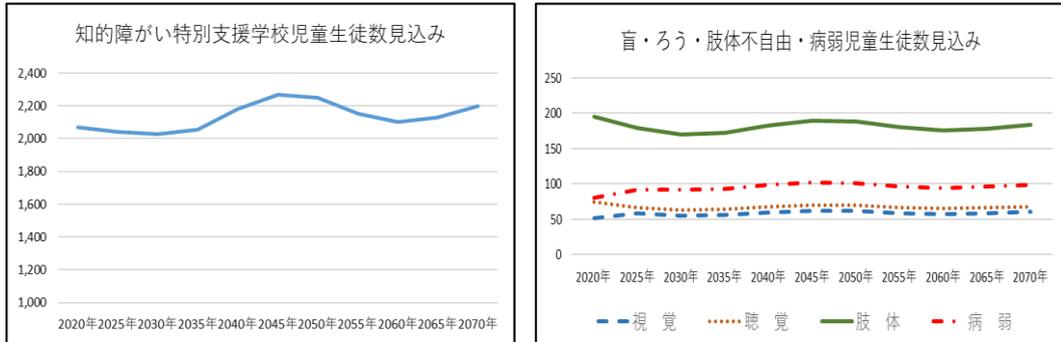
《視覚・聴覚・肢体不自由・病弱特別支援学校》

- 4 障がいとも、東北信と中南信にそれぞれ 1 校ずつ全部で 8 校配置している（知的障がいとの併置の 2 校を含む）

(2) 今後の特別支援学校における児童生徒数の見込み

《特別支援学校全体》

- 児童生徒数は、当面の間、在籍率が上昇し今後 15 年間は横ばいで、その後は現在より 5～10% 多い水準で推移する込み。（下表より）



(3) 今後の特別支援学校の配置について

《知的障がい特別支援学校》

- 小学校・中学校・高等学校も含めた児童生徒の総数は、今後 15 年程度減少傾向が続く見込み
- 知的障がい特別支援学校は、小・中学部において在籍率の増加が見込まれるため、総数としては横ばいと推察
- その後は人口の増減に合わせて変化し、多くても現在より 10% 以内で推移する見込み

⇒ 以上の状況から新設・統廃合等はずに現在の 12 校（うち併置型 2 校）の体制を継続

《視覚・聴覚・肢体不自由・病弱特別支援学校》

- 今後の児童生徒数は 4 障がい種ともほぼ横ばいの見込み

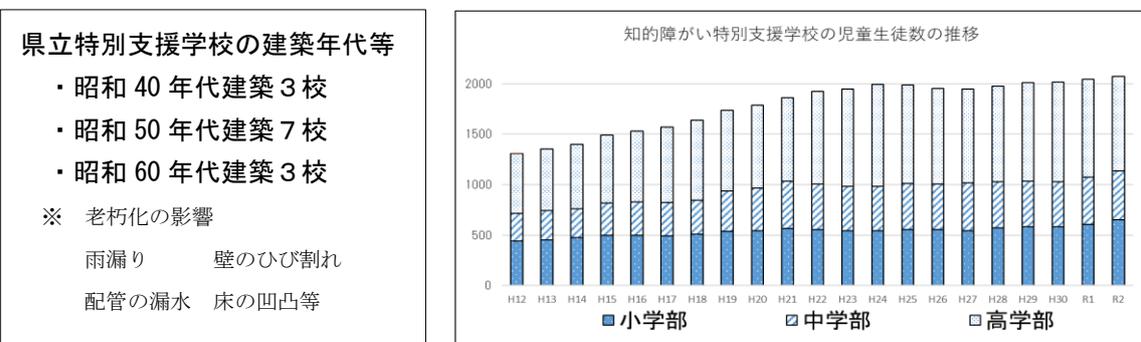
⇒ 以上の状況から新設・統廃合等はずに現在の各障がい種 2 校の体制を継続

6 施設整備の考え方

(1) 現 状

【校舎の老朽化と狭隘化】

- 本県の特別支援学校は昭和 40 年代～60 年代に建設された建物が多く老朽化が進んでいる。
- また、特別支援学校の児童生徒数は平成 10 年頃から知的障がい的高等部生を中心に急激に増加し、教室不足が課題となっている。
- このような状況に対して、本県では、児童生徒が多様性を認め合いながら共に育つことを大切に考え、重複障がいと単一障がいの児童生徒が可能な限り一緒に教室で一緒に学ぶことを主流とした指導形態の授業を推進するとともに、校舎の増築や特別教室の普通教室への転用等で対応してきた。
- しかしながら、障がいの多様化や重度・重複化が進む中、これら従来型の対応では、児童生徒の多様な教育的ニーズに応えることはもはや限界である。



(2) 整備の進め方

① 改築・長寿命化の考え方

- 本県の特別支援学校はこれまで、鉄筋コンクリート校舎の耐用年数 (47 年) や老朽化の状況等を勘案して改築を検討してきました。
- そんな中、本県は、平成 29 年にファシリティマネジメント基本計画を策定し、県有施設の総量縮小、有効活用、長寿命化、省エネ化の方針を示しています。
- また、文部科学省では「公立学校施設における計画策定について (H30. 4)」において、これまでの 40～50 年の改築から長寿命化への転換のイメージを以下のように示しています。

20 年目大規模改造 ⇒ 40 年目長寿命化改修

⇒ 60 年目大規模改造 ⇒ 70～80 年目改築

- 以上を踏まえ、これからの本県の特別支援学校の整備については以下のように進めます。
 - ア 建築から 40～50 年程度で長寿命化の改修を検討し実施
 - イ 建築から 75～80 年程度で改築
- ※ アの検討を行う際に、次の視点から学びの環境としての適性を判断し、学びの環境が保障できない場合は、改築 (移転) についても検討

◀ 学びの環境としての適性を判断する視点 ▶

- 校地環境の安全性（水害・土砂・地盤）
- 児童生徒の増減
- 教室・施設の不足状況
- 建物の躯体等の劣化状況

② 今後の進め方

- 建築年数や老朽化、児童生徒数の増減分などを考慮するとともに、本整備基本方針を踏まえて、実現すべき学びを支える学習環境を整えるため、必要性の高い学校から順次抜本的な整備を実施することとします。
- ただし、現在、国において特別支援学校の設置基準に関する協議が実施されており、本県の整備については、この動向を注視しながら慎重に整備を進めていきます。

◀国の動向▶ 中央教育審議会初等中等教育分科会

新しい時代の初等中等教育の在り方の特別部会（中間まとめ案 R2.9.28）より
「特別支援学校の教育環境を改善するため、国として特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準を策定する」

③ 長期的な視点による施設整備計画

【自然エネルギーの活用】

- 本県は、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするため、徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大を進めています。
- 施設整備を進めるにあたっては、地形や気候、周辺環境等を考慮し、施設の断熱性能の向上を図った上で空調設備を導入します。
- 改築や改修をする際には、使用するエネルギーにかかるランニングコストを減らす検討を行い、建設段階においてはCO₂排出量の抑制につながる建材や工法の採用を検討します。
- 維持管理段階における高断熱化や自然エネルギーの活用等も検討します。

【地域と共生する学校】

- 施設を整備する際は、地域の公共施設との連携や機能の分担、地域との協働、整備費用の削減や利用率の向上などについて検討します。

【防災拠点としての学校】

- 台風や豪雨による河川の氾濫や土砂災害などに備えるため、ハザードマップに記載されている事項に配慮した計画を立案します。
- 災害発生時には、避難所等の地域の防災拠点（福祉避難所等）として利用されることを考慮した平面計画やインフラの考え方、設備面での対応などの検討を行います。
- 土砂災害や浸水被害等の災害の発生が想定される区域に建設されている場合には、改築のタイミングを捉えて移転等の検討を行います。やむなく現地で改修する場合は、十分な安全対策について検討します。

④ 整備の方法

【適正規模・改築・大規模改修・長寿命化改修の検討】

- 校舎の配置計画、地域の施設の活用等により、それぞれの学校施設の適正規模についての検討を行います。
- 改修は、既存施設の単純な修繕に留まることなく、快適性を重視し、現代に適合した学習、生活、執務、共創の各空間を適切に整備することが必要であるので、施設の構造的な制約等の有無を確認した上で機能向上も図り、施設全体として最良な教育環境の実現を目指します。

【財政的な工夫】

- 財政負担の軽減・平準化のため、資産の有効活用と様々な財源を検討します。
- 財政の効率化のため、PPPやPFIなどの民間活力の活用を検討を行うほか、財源の確保については最適な起債、国の補助制度を活用していきます。

【業者選定の進め方】

- 従来のような価格による落札方式ではなく、プロポーザル方式※4やQSB方式※5等により、県が求める理想の学校像を実現できる資質を有する設計者を選定し、計画段階から工事完了まで関与してもらうことを検討します。
- 設計者の選定に加え、施工者についても、理想の学校づくりを実現できる技術力を有する施工者を選定することに努めます。

※4 技術力、経験、体制等を含めた発注者からの課題に対する提案書を求め、もっとも適した「設計者」を選ぶ方式

※5 提案書を求めず、対象事業に対する業務体制、担当者の実績、経験や代表作品等を審査し、もっとも適した「設計者」を選ぶ方式

7 関連する計画等

(1) 長野県ファシリティマネジメント基本計画（平成29年度～令和8年度）

この計画は、県が所有する全ての県有地・県有施設等を対象に、県の公共施設等の管理に関する総合的な基本計画とし、財政負担の軽減・平準化等を図るための「公共施設等の総合かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日付総財務第74号）における「公共施設等総合管理計画」として位置付けられています。

また、国において公共施設等の長寿命化を図るため決定された「インフラ寿命化基本計画」（平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）における「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に相当するものとしても位置付けています。

計画を推進するにあたり、次の4つの基本方針を設定しています。

- ① 県有財産の総量縮小
- ② 県有財産の有効活用
- ③ 県有施設の長寿命化
- ④ 県有施設の省エネ化による維持管理の適正化

(2) 中長期修繕・改修計画（個別施設計画）（令和2年度策定予定）

長野県ファシリティマネジメント基本計画において、老朽化施設の更新を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、計画的な保存措置の実施により長寿命化を図るために策定するものです。

(3) 第3次長野県教育振興基本計画（平成30年3月）

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき長野県が定める、教育の振興のための施策に関する基本的な計画であるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき長野県知事が定める、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として位置付けられています。

また、この計画は「しあわせ信州創造プラン2.0（長野県総合5か年計画）」に対応する教育分野の個別計画としての性格を有しています。

(4) 第2次長野県特別支援教育推進計画（平成30年3月）

この計画は、第3次長野県教育振興基本計画（2018年度～2022年度まで）の個別計画として策定する計画であり、およそ10年後を見据え、本県において目指すべき基本方向を示しています。

(5) 県立学校学習空間デザイン検討委員会最終報告（令和2年8月）

これからの県立学校にふさわしい施設整備と効率的な整備・維持管理手法に関する、建築、財政、環境、防災及び教育関係の専門家による検討の報告書です。探究的な学びにふさわしい多様な学習空間への転換や、地域連携できる場の創出等について示されており、今後の特別支援学校の整備に反映してまいります。